

中京学院大学キャンパスの多治見市移転一元化に係る基本合意書（写）

多治見市長（以下「甲」という。）及び学校法人中京学院理事長（以下「乙」という。）は、乙が多治見市内へ中京学院大学を移転させることに関して次のとおり基本合意書を取り交わす。今後、甲及び乙の信頼と協力のもと協議を進めていく。

（目的）

第1条 甲及び乙は、中京学院大学中津川キャンパス（経営学部）及び瑞浪キャンパス（看護学部・短期学部保育科）の二つのキャンパスを多治見市内に移転させ、新たなキャンパスとして開学する計画について、今後、正式に協議することを合意したため、基本合意書を取り交わすものである。

（合意形成）

第2条 甲及び乙は、本合意書に基づき、中京学院大学移転に関する協議を進め、基本的な事項について双方の合意が図れた時点で、「学校法人中京学院の設置に係る基本協定書（仮称）」（以下「協定書」という。）を取り交すものとする。

2 前項の協定書は、甲が総合計画基本計画の変更を多治見市議会に付し、多治見市議会において可決された場合に、締結することができる。

（移転予定地）

第3条 中京学院大学が移転する予定地は、多治見市立笠原中学校（令和8年3月まで使用予定）敷地とする。

（設置・運営主体）

第4条 中京学院大学の施設及びその関連施設（以下「大学の施設等」という。）は、乙が建設し、これを運営する。

（開学時期）

第5条 中京学院大学の新たなキャンパスの開学時期については、その目標時期を令和9年4月とする。

2 前項の目標時期は、甲及び乙双方の協議によって変動する場合がある。

（事業費の負担）

第6条 大学の施設等の建設及び改修に関わる事業費は、乙が負担する。

(事業に対する支援等)

第7条 大学の施設等の建設及び改修に関わる事業費に対する多治見市の補助並びに土地及び建物の取扱いについては、今後、甲及び乙が協議し、第2条による協定書にて定める。

(合意書の解除、失効)

第8条 甲及び乙が努力を重ねても中京学院大学移転が著しく困難であることが明らかになった場合には、甲及び乙の協議により、本合意書を解除することができる。

2 前項の規定により本合意書を解除する場合、甲及び乙は、相互に名目の如何に関わらず一切の請求を行わないこととする。

3 本合意書については、第2条による協定書の取交しにより失効するものとする。

(疑義の処理)

第9条 この合意書に定めのない事項及びこの合意書に定めた事項について疑義が生じた場合には、その都度、甲及び乙が協議して決定するものとする。

この合意書の取交しの証として本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

令和7年2月21日

甲 住 所 岐阜県多治見市日ノ出町二丁目15番地
職氏名 多治見市長

乙 住 所 岐阜県瑞浪市土岐町2216番地
職氏名 学校法人中京学院理事長